

「生前整理・遺品整理」のご案内

生きているうちに身のまわりの整理することを【生前整理】といい、お亡くなりになった方の「遺品」の整理をすることを【遺品整理】といいます。今後、4人に1人が高齢者の時代になるといわれる中、このような整理は誰にでも訪れます。

「いつかその時が来ても困らない」ように、事前の準備が必要なのではないかと私達は考えております。

本ご案内は、皆様の将来のご参考としていただければ幸いです。

安全: 地域密着・適正金額



安心: 素早く丁寧な作業

信頼: 資格と経験をもったスタッフ



大村商事株式会社

住所: 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20



フリーダイヤル
:0120-538-113

電話 :048-472-0328

FAX :048-487-1888 URL: <https://ohmura.info/>



大村商事

検索

① 生前整理

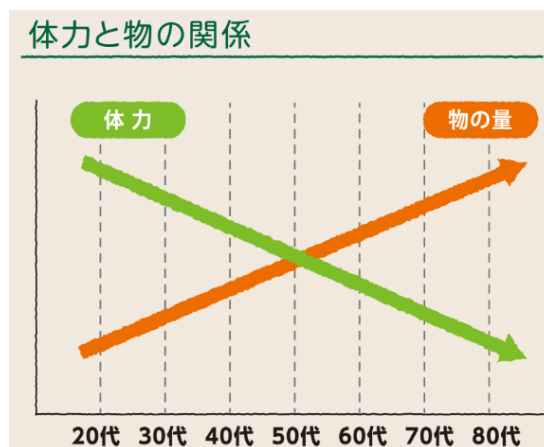
生前整理とは、いつか訪れる人生の最期の日を心安らかに迎えるために、生前のうちに「物・心・情報」を整理する事です。

生前整理をきちんと行う事で、残されたご遺族や大切な方の心身のご負担を減らし、無用なトラブルを防ぐ事につながります。

今住んでいる家が大きすぎるのでマンションに引っ越す。老人ホームに入居するので、今の家を売却する。等をお考えの方も生前整理を検討する必要があります。

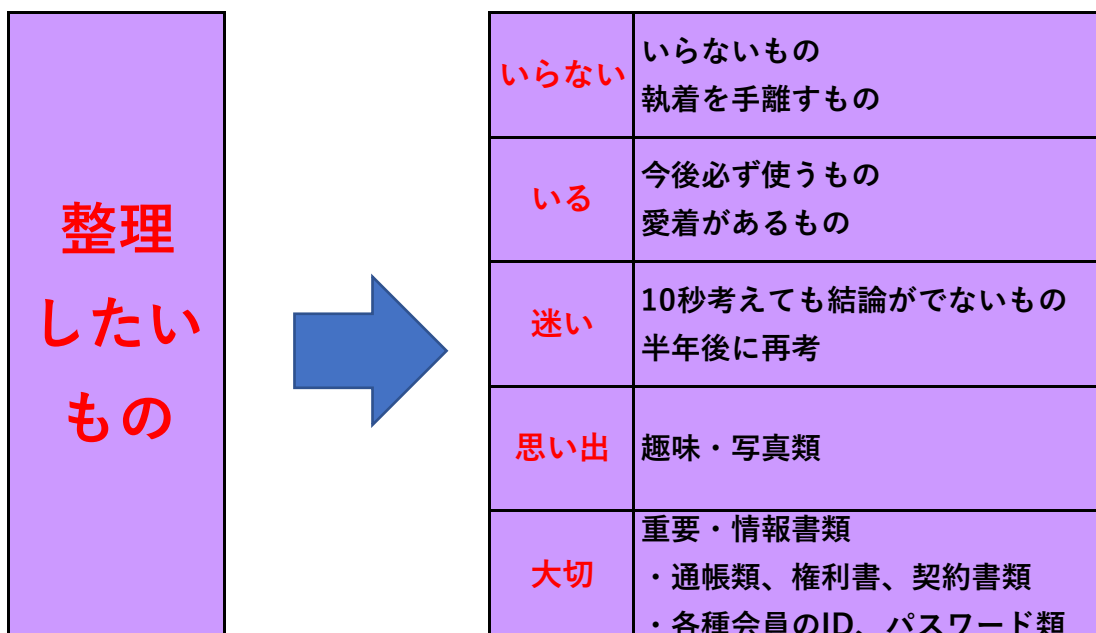
●整理は早めに取り組む方がお得です

人は年齢を重ねるにつれ、物の量は増えやすくなる一方、体力は衰えやすくなり、整理が難しくなります。



●まずは自分たちで行ってみませんか？

整理をする時、「いる」「いない」の分け方では、捨ててしまった後に後悔する場合があります。そこで、「いる」・「いない」・「迷い」・「思い出」・「大切」の5つに分けると整理がスムーズに行えます。



●困った場合は、当社にご相談ください。

- ・相続のトラブルを事前に回避しておきたい
- ・老人ホームに入ろうと考えている
- ・子供が出て行ったので、家が大きすぎる
- ・長年空き家になっている部屋を整理したい
- ・物を捨てる体力がない
- ・長いこと入院をされており、片付ける時間がない、など

●空き家整理について

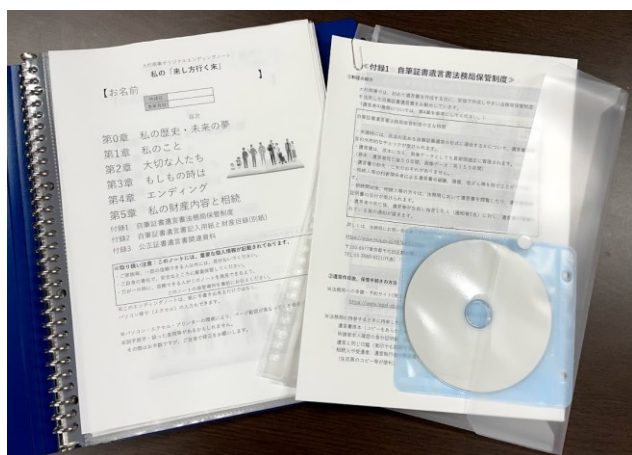
持ち家で暮らしていた親御様が老人ホームなどの施設に入居されたり、亡くなられたりすると、誰も住まなくなった空き家をどうするかという問題が出てきます。空き家対策特別措置法(空家対策法)において『特定空き家』に指定された場合、建物の修繕や撤去が勧告され、その指示に従わなかった場合は更地と同様(これまでの4.2~6倍)の固定資産税が掛けられるといわれています。

当社では、空き家対策の第一歩である家財道具の片付けのお手伝いをさせていただきます。

●エンディングノート、生前整理セミナーのおすすめ

人生の終末期を、ご自身とご家族がともに安心して迎えるためには、「いざ」というときにどうしたいか、きちんと伝えておくことが大切です。こうした『人生の最後への思い』を伝えるお手伝いをするのが、エンディングノートです。

※大村商事オリジナルエンディングノート 3,300円(消費税込)



～当社にしかない特徴～

- ①手書き、エクセルどちらでも入力可能
- ②写真データ、動画取り込み可能
- ③将来の夢を描ける取り組みあり
- ③法務局保管制度に対応した
自筆証書遺言作成キッド付き
- ④約90分のYouTube動画説明あり
「ごみの整理で人生を楽しむ」

※生前整理セミナー(無料版・有料版)

出張、zoom、YouTube等対応可能



無料版YouTube

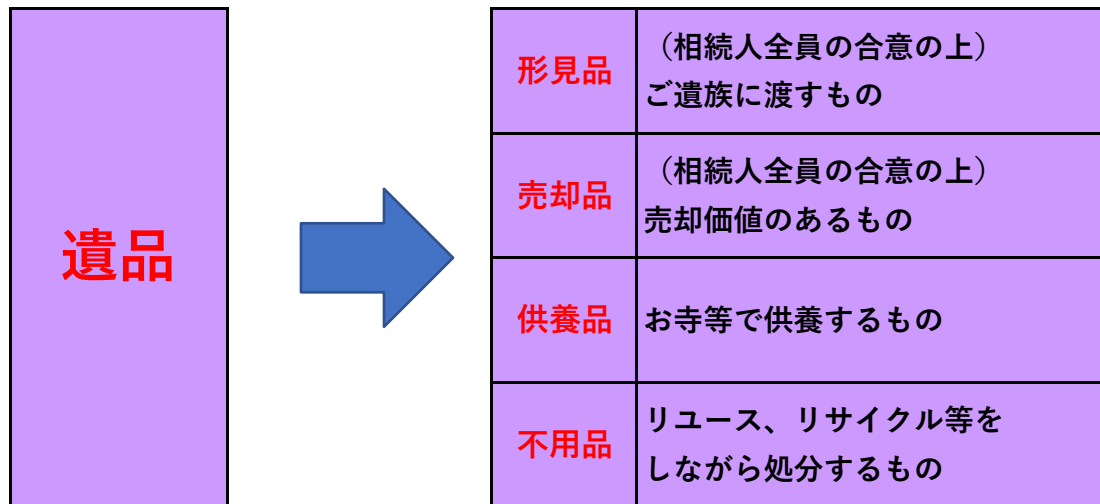
② 遺品整理

遺品整理とは、亡くなられた方が生前使用されていた品々(遺品)を丁寧に整理することです。

具体的には、ご遺族に引き取ってもらうもの(形見品)、買い取ってもらうもの(売却品)、お寺等で供養してもらうもの(供養品)、処分するもの(不用品)などに分けられます。

なお、不用品は処分・リサイクル(再資源)・リユース(再使用)に分けられます。

～遺品整理のイメージ～



● 困った場合は、当社にご相談ください。

- ・量が多く自分では処理できない
- ・長年空家になっている家や部屋を整理したい
- ・賃貸物件なので早急に退去しなければならない
- ・遠方に住んでいるので作業ができない
- ・廃棄物処理業者の手配が難しい。
- ・供養やお炊き上げをしてもらいたい
- ・気持ちの整理がつかないので思い切って専門業者に任せたい

当社にご依頼するメリットは、
短時間で大量に作業
ができることです。



● 時間短縮のメリット

～2LDK(36時間作業)の場合～

・自己作業: 2人で1週間に2日(1日3時間)	→約3週間
・当社作業: 4人で毎日7時間	→2日以内

③ 葬儀後の大まかな事務手続きについて

遺品整理には葬儀後の事務手続きが伴う場合があります。手続きは原則「相続人代表」が行います。
ここでは、手続きの一部を紹介します。

●市役所での手続き

葬儀の後、死亡届・医療保険証・年金証書(手帳)・印鑑登録カード・手続き者の身分証明書と印鑑・葬儀の領収書等を持って、市役所に行き各種手続きを行います。住民票及び戸籍の除籍、固定資産・市税・介護・医療保険・水道停止・年金・埋葬料の請求手続き等があります。



●年金事務所での手続き

故人もしくは、その配偶者が厚生年金に加入していた場合、年金事務所にて「遺族年金」「未支給年金」が受給できる場合もあります。死亡届の提出もします。

故人及び遺族の年金証書(手帳)、印鑑、除籍謄本、世帯全員の住民票、故人の住民票除籍票、死亡診断書、手続き者の身分証明書等が必要となります。

●遺言書・エンディングノート

遺言書が自宅で発見された場合は、絶対に開封せず、(無効になる可能性が高いです)、家庭裁判所に相談をしてください。また、自宅に遺言書が無い場合でも、公正証書遺言の場合は公証役場で保管している場合がありますので、遺言書の有無を確認されると良いかと思えます。なお、故人のエンディングノートがある場合、参考にしてください。



●銀行預金通帳、生命保険の取り扱い

銀行口座は、名義人がお亡くなりになると相続財産となり、凍結され勝手に引き出しができなくなります。相続手続きには、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書等の書類が必要になります。

生命保険は、お亡くなりになった日から1~2ヶ月を目安に保険会社に連絡をし、手続きをします。保険証書、死亡診断書、最後の保険料領収書等の書類が必要となります。



●家賃、電気、ガス、水道、市民税、年金、クレジット等の未払い対応

賃貸住宅では賃貸契約書を確認し、電気、ガス、水道、市民税、年金、クレジット等の未払いを請求書等から確認し、それぞれ問合せをし、対処をします。家賃の滞納は保証人に迷惑がかかる場合があります。



●土地、建物、自動車の名義変更

土地や建物も相続財産となります。権利書を確認の上、法務局にて、速やかに手続きを行います。登記申請書、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、遺産分割協議書等、多くの書類が必要になります。

また、軽自動車は簡易な手続きで相続の名義変更が可能ですが、普通車等は相続財産として、不動産と同じような名義変更が必要になります。自動車保険の対応も注意してください。

※年金手続きの遺族は相続人と異なる場合があります。



●その他

携帯電話の解約、DVD等のレンタル返却、フェイスブック等のSNSの対応等が必要になります。

※上記はあくまでも一例です。

詳しくは、司法書士・弁護士などに相談してください。

(当社からも、司法書士・弁護士などの紹介ができます。)



④ オプションサービス

①**合同供養**：年に数回、朝霞市法蔵寺にて遺品を供養いたします。

②**ハウスクリーニング**：簡易清掃以外のクリーニングをいたします。

③**ブランド品の買い取り**：出張査定いたします。

⑤**草刈り、簡易剪定**：素早く対応します。

⑥**害虫駆除**：ハエやウジ等の駆除を行います。

⑦**特殊清掃・消毒消臭**：取ることが難しい異臭を除去する提携業者を紹介します。



⑤ 作業の流れ(生前整理・遺品整理)

①お問い合わせ
(電話・ホームページ・FAX 等)



②現地にて、ご要望の確認・お打合せ



③お見積りの提出・ご契約の有無を確認
(ご契約の場合、作業内容の確認の上、
契約書を締結します。)



④整理作業
(仕分け・梱包・運び出し・簡易清掃)



⑤作業完了のご確認後、料金のお支払い

～遺品整理契約に関するご注意～

※遺品整理業務のご契約は、当社と相続人代表者の間で行います。

まずは、相続人の皆様でお話しあい、相続人代表者を決めた後、お見積り、ご契約を行ってください。

その理由は、他の相続人が知らない中で、ご依頼者が故人の遺品を整理した場合、ご依頼者と他の相続人でのトラブルに発展するケースが考えられるからです。(特に相続財産になる価値の高い遺品の取り扱いに関するトラブル)

⑥ お問い合わせ

①整理の内容	遺品整理・生前整理・その他（ ）
②ご依頼者のお名前	
③遺品整理の場合、故人のお名前	
④遺品整理の場合、故人とのご関係	故人の長男・その他（ ）
⑤遺品整理の場合、ご依頼者が 相続人代表かどうかの確認	相続人代表です・相続人代表ではありません
⑥生前整理の場合、整理先のお名前	ご依頼者と同じ名前・その他（ ）
⑦整理先のご住所	埼玉県
⑧整理先の住居の形態	4LDK・3LDK・2LDK・2DK・ワルム・その他（ ）
⑨ご依頼者：住所・電話番号	住所： 電話番号：
⑩作業希望日	第一希望：平成 年 月 日（ 曜日） 第二希望：平成 年 月 日（ 曜日）
⑪エレベーターの有無	あり・なし・その他（ ）
⑫立ち合いの有無	立ち合い希望 ・ 立ち合いしない
⑬オプションサービス（8頁参照）	
⑭お困りになっていること	

●ご利用料金の目安

間取り	人数	物量	合計金額	2DK	3名	12㎡	¥120,000 より
1K	1名	3㎡	¥20,000 より	2LDK	4名	14㎡	¥150,000 より
1DK	2名	4㎡	¥40,000 より	3DK	5名	16㎡	¥180,000 より
1LDK	3名	8㎡	¥80,000 より	3LDK	6名	20㎡	¥200,000 より

※上記料金はあくまでも目安であり、仕分・運び出しの内容により料金は変わります。
※不用品の収集運搬処分費は含んでいませんのでご注意ください。



赤とんぼが棲めるきれいなまちづくり
大村商事株式会社

住所：埼玉県志木市下宗岡 2-18-20



:0120-538-113

電話：048-472-0328

FAX：048-487-1888

URL: <https://ohmura.info/>

大村商事

